

(参考資料) 学校法人会計に用いられる主な科目の解説

資金収支計算書・事業活動収支計算書に共通の主な科目

学生生徒等納付金	授業料、施設設備費、入学金、教材費等の生徒から納入されるもので、収入のうち最も大きな割合を占めます。
手数料	入学検定料
補助金	国・県などから交付される補助金です。
受取利息・配当金収入	預貯金の利息などです。
付随事業・収益事業収入	給食費、交通協力金、用品費、補助活動(放課後プログラムの講座受講料)などの収入です。
雑収入	施設設備利用料などです。
人件費	教職員(非常勤講師含む)などに支給する本俸・期末手当・その他の手当・所定福利費などです。
教育研究経費	教育・研究活動や生徒の学習支援・課外活動に支出する経費です。 教材費、消耗品費、水光熱費、旅費交通費、賃借料などがあります。
管理経費	総務・人事・経理業務や生徒募集活動費など、教育研究活動以外の活動に支出する経費です。
前受金収入	翌年度分の学生生徒等納付金、入学金が当年度に納入されたことによる収入です。

資金収支計算書のみ表れる主な科目

資金収支調整勘定	その年度における支払資金の実際の収入・支出で計算をするだけでは不十分なため、前年度以前に収入・支出されたもので当年度の活動に属するもの、翌年度以後に収入・支出となるが当年度の活動に属するものも含めて計算します。資金の実際の収支を、当年度の諸活動に対応する収支に修正する取引に用いる勘定のことをいいます。
資金収入調整勘定	期末未収入金：当年度中に収受すべき収入のうち、入金が翌年度以降になるものです。 前期末前受金：当年度中に収受すべき収入のうち、前年度までに入金済のものです。
資金支払調整勘定	期末未払金：当年度中に支払うべき支出のうち、翌年度以降に支払うものです。 前期末前払金：当年度中に支払うべき支出のうち、前年度までに支払済のものです。
施設関係支出	土地、建物、構築物、建設仮勘定などの支出です。
設備関係支出	教育研究用機器備品やその他の機器備品、図書、車両などの支出です。

事業活動収支計算書にのみ表れる主な科目

基本金組入額	学校法人が教育研究活動を行っていくためには、校地、校舎、機器備品、図書、現預金などの資産を持ち、これを永続的に維持する必要があります。学校会計では、当該年度にこれらの資産の取得に充てた金額を基本金へ組入れる仕組みとなっています。この基本金の対象は、「学校法人会計基準」において、次の4つに分類し規定されています。 第1号基本金：設立当初に取得した固定資産、並びに設立後新たに学校の設備等教育の充実に向上のために取得した固定資産の価額。 第2号基本金：第1号の資産を将来取得するために充てる金銭その他の資産の額。 第3号基本金：基金として継続的に保持し、かつ運用する金銭その他の資産の額。 第4号基本金：恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額。
減価償却費	固定資産のうち建物・構築物・機器備品などは、時の経過や陳腐化などによってその価値が減少します。価値が減少するものとして減価償却を行い、取得原価を毎年毎の支出に費用配分するものです。
資産処分差額	不動産などを売却し、その代価が帳簿残高を下回った場合、その差額を計上します。また、建物・構築物などの取壊しや使用不能になった機器備品を除却処分した場合など処分時点の帳簿残高を計上します。
当年度収支差額	当年度の事業活動収入から事業活動支出を引いた差額から、当年度の基本金組入額を除いた額です。
翌年度繰越収支差額	前年度からの繰越収支差額に当年度収支差額を足した、翌年度へ繰越される収支差額です。